

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行った施設について

令和2年(2020年)5月15日

- 北海道では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策のため、北海道緊急事態措置により、令和2年(2020年)4月20日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある道内の施設に対し、施設の使用制限等の協力要請を行ってきました。
- この度、令和2年(2020年)5月15日現在で、営業を継続している以下の施設について、同法第45条第2項に基づく、施設の使用停止（休業）の要請を行い公表しました。

番号	施設等の名称	所在地	要請の内容	要請の理由
1	スーパーハイペリオン セブン函館店	函館市宮前町1番地26	施設の使用停止 (休業)	新型コロナウイルス まん延防止の ため
2	アミューズメントパーラー 風車	幕別町札内共栄8番地11		

《問い合わせ先》

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 休業要請・休業確認班

TEL : 011-206-0289